

平成30年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和4年度） 監査テーマ「廃棄物処理業務について」

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分	
1	29	意見 1	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (2) パトロール報告書	パトロール報告書に記載された、「経過観察」，「継続」，「一旦解決」，「完全解決」の判断基準については，パトロール報告書にも，前述のマニュアルにも記載がありませんでした。この点，パトロール員及び所轄の廃棄物対策課に尋ねたところ，はっきりした基準はないとのことでした。監査人としてはそれぞれの判断基準をマニュアルに入れるなどして明確にした方が，現場で判断を求められるパトロール員にとっても，これを点検して不法投棄対策等に臨む廃棄物対策課にとっても有効と考えます（3Eの観点からする意見）。	廃棄物対策課	平成30年8月に，パトロール報告書の処理結果欄を「解決」，「継続」，「引継」の3種に改めるとともに，当該処理判断基準を定めてパトロール員に配布し，現場での統一した判断及び対応が可能となるよう見直しをしました。	措置報告済
2	29	意見 2	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (2) パトロール報告書	「経過観察」，「継続」とされながら，その後の経過についての記載が見受けられないケースが多数見受けられます。「その後どうなったか」，「そのことについてどう対処したか」，を明確に記載することにより不法投棄対策パトロールの有効性を検証することができますので，その後の経過を記載することが求められます（3Eの観点からの意見）。	廃棄物対策課	平成30年8月に，パトロール報告書の様式を「苦情・通報等受付（処理）票」，「不法投棄等発見（処理）票」，「継続案件経過観察（処理）票」の3種に改め，これまで「経過観察」，「継続」とされていた案件については，「継続案件経過観察（処理）票」により，その後の経過を記載できるよう見直しをしました。	措置報告済
3	30	意見 3	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (2) パトロール報告書	冷蔵庫，テレビといった家電製品やタイヤ等の不法投棄うかがわれるケースについて，「民地（民有地）」であることを理由に経過観察とされているものが複数見受けられましたが，廃棄物処理法は第16条で，「何人も，みだりに廃棄物を捨ててはならない」として不法投棄の禁止を定めていますところ，この規定は投棄場所が民有地の内か外かで異なる扱いをしていません。民有地であっても廃棄物が捨てられていればそれは不法投棄として処罰の対象となります（廃棄物処理法第25条）。これは自己所有地内での不法投棄についても同様とされています（今井康介「廃棄物の不法投棄と廃棄物処理法16条の解釈について」早稲田法学会雑誌第65巻1号66頁～67頁）。 そうであれば，「民地（民有地）」であることを理由に経過観察するという対応は必ずしも適切ではないということになります。「経過観察の上，投棄者が特定できれば事情を尋ね，法第16条の『みだりに』に該当すると判断される場合には警察に通報する」という対応が望まれます（合規性の観点からする意見）。	廃棄物対策課	投棄者不明の場合であっても現場で適正な対応がとれるよう，廃棄物処理法第16条の「みだりに」に該当することが明白若しくはその可能性が高いと思われる場合には，警察に通報することを定めた「現場措置要領」を作成し，平成31年2月にパトロール員に配布し，周知徹底を図りました。 今後も不法投棄に対して適切な対応を行ってまいります。	措置報告済
4	34	意見 4	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (3) パトロール同行	防犯カメラはそれがあることを知らせるだけでも不法投棄を思いとどまらせる抑止効果が期待できますので，「防犯カメラ作動中」等の看板はそれが常に通行者の目に入る状態に整備されることが求められます（3Eの観点からする意見）。	廃棄物対策課	平成31年3月に市内に設置している看板設置箇所を点検し，道路から見え，通行者の目に入る状態になるよう整備しました。	措置報告済
5	34	意見 5	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (3) パトロール同行	通行者の目に入る看板が古ぼけたものと，防犯カメラ作動は過去のことであって，「今は作動していない」という誤解を与えかねません。ここは市の「本気度」を示すという意味において，定期的に新しいものと交換されることが望まれます（3Eの観点からする意見）。	廃棄物対策課	平成31年3月に市内に設置している看板設置箇所を点検し，新しい看板と交換しました。	措置報告済
6	37	意見 6	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	1 パトロール (4) パトロール員ヒアリング	パトロールのコースを事前にいくつか決めておき，二つのグループで毎日分担して重複しないように巡回した方が効率的であり，定点観測の点でも有効と思われます（3Eの観点からの意見）。	廃棄物対策課	平成30年8月より，高知市を鏡川及び浦戸湾を境界にして東部と西部に区分けし，午前と午後でパトロール区域を振り分け，パトロールの経路が重複しないよう見直し，パトロールを実施しています。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
7	39	意見 7	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物、産業廃棄物） 2 防犯カメラ (2) 防犯カメラ設置費用	平成27年度から3年間の廃棄物対策費平均額が8500万円ほど（本書21頁）であるのに対し、防犯カメラ3台設置費用が100万円ほどと、前者に占める割合は1.176%、維持費用に至っては0.327%不足です。 費用対効果を考えると、3箇所の他に不法投棄多発地帯があるのであれば、設置個所を増やすことも有用です。抑止力という観点からはダミーでもそれなりの効果が見込まれますので、ダミー含め、設置台数を増やすことが望まれます（3Eの観点からする意見）。	廃棄物対策課	ご意見のとおり、不法投棄が繰り返される場所における防犯カメラの設置は有効であると考えます。 現状においては、設置が望ましく、また設置可能である場所は見当たりませんが、今後、設置が必要と判断する場所がありましたら、設置に係る予算の確保に努めてまいります。	措置報告済
8	40	意見 8	第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物、産業廃棄物） 3 生ごみ処理容器購入費の助成	15年監査の指摘を受けた補助効果等の調査が実施されていないことは残念ですが、平成26年度以降補助件数が激減していること、及び現在の予算額が10万円に過ぎないこと、を考えると、この規模の事業の効果を測定することそれ自体が今では高コストといえそうです。 むしろこの規模の事業であれば、中途半端に残しておくことの管理コストを考えたとき、思い切って廃止することを検討することが望まれます（3Eの観点からする意見）。	新エネルギー・環境政策課	平成30年度まで実施しておりました当該事業については、希望者が減少したため、令和元年度以降の予算措置がなされておらず、各年度での管理コストはかかっている状況です。 令和3年度に実施した家庭ごみアンケートで、ごみ減量の推進のために重要と思う行政の取組について調査した結果、「家庭での生ごみ減量の支援、促進」の取組は、重要性が高い又はどちらかといえば重要性が高いと答えた方の合計が66.5%となっており、生ごみを減らすこと自体は、市民の皆様も重要性が高い認識となっています。しかしながら、リデュースやリサイクルについて気を付けていることの調査結果では、「生ごみ処理機等で肥料にする」と答えた方の割合は3.5%に留まっており、臭気や虫の発生、堆肥の活用方法などが普及に至っていない課題ではないかと考えられます。一方で、「生ごみを廃棄する際、水分をよく切る」と答えた方の割合は68.4%となっています。このような結果を踏まえて、令和5年度からの「第4次一般廃棄物処理基本計画（案）」においては、水切りの普及啓発を強化し、取り組んでいる市民の割合を80%以上にするなどを目指しております。	措置報告済
9	42	意見 9	第5 一般廃棄物収集・運搬収集 1 収集・運搬マニュアル分析	具体的でわかりやすく書かれてありますが、欲を言えば、「作業中は車の影から車道にはみ出さないこと」とか、「住民には、直接ホッパーへの投入をさせないこと」とか、重大事故につながる危険行為については文章だけでなくイラストを挿入して視覚に訴えるなどの方法が工夫されるとなおよいと思います（3Eの観点からする意見）。	環境業務課	収集・運搬マニュアルは、視覚に訴えることができるようイラストを多用し、より詳しい作業手順を示した内容に、平成31年4月1日付けで改訂し、全職員に周知しました。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
10	44	指摘 1	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	2 業務日報分析	環境業務課	平成31年3月14日分より、業務日報の終了時刻を1分刻みの記載に改めました。	措置報告済
				<p>毎回5分刻みの時刻に作業が終了するという事は考えられませんので、上記のような終了時刻の記載は不正確と考えます。前に紹介した、高知市環境業務課労働安全衛生委員会作成の「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」には、「2 帰庁後作業（報告）」の欄に、「帰庁時間は正確に記入してください」と書かれてありますので、上記のような不正確な終了時刻の記載はこのマニュアルに違反しています。</p> <p>また、運転手や作業員が事故にあった場合、公務災害かどうか、市に安全配慮義務違反があったかどうか、をめぐって、その事故がどのような状況で起こったか、作業時間内なのかどうか等が問題となり得ます。その場合に終了時刻の記載が不正確であれば、公務災害の責任を問う方（職員）も問われる方（高知市）も有効な証明手段を持たないことになり、正しい責任の認定が困難になります。</p> <p>このようなことから終了時刻は5分刻みの印字ではなく、分刻みの手書きとされるべきです（合規性～安全配慮義務～の観点からする指摘）。</p>			
11	45	意見 10	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	2 業務日報分析	環境業務課	入庫時の運行メーターの走行距離の記載については、業務終了後、日報により管理職による記載内容の確認及び空白等不備のある運転手に対する指導を徹底するよう改めました。	措置報告済
				<p>入庫時の運行メーターの走行距離を記載する意義は、前日、翌日との比較によって当日の走行距離を測定することができるということにあります。こうして測定した走行距離が他の日と比べて極端に多い場合は寄り道が疑われ、逆に極端に少ない場合は収集業務を行ったかどうか疑われる、といった具合に適正な労務、業務管理に役立つ指標と言えます。そこまで極端でなくとも、業務効率の適否を測る指標となることは間違いないでしょう。</p> <p>その意味で、入庫時の運行メーターの走行距離の正確な記載が求められます。少なくともその空白について管理職が指摘した形跡が日報からは読み取れません。管理職には入庫時の運行メーターの走行距離記載をチェックして、不備があればこれを記入する運転手を指導することが求められます（3Eの観点からする意見）。</p>			
12	45	意見 11	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	2 業務日報分析	環境業務課	ご指摘のあった業務日報の空欄部分については記載漏れによるものであったことから、所属職員への指導・周知を図りました。今後は、新規記載分について適正な記載を行うようにいたします。	措置報告済
				<p>第4業務係の日報空欄にはそれなりの意味があつてあえてそのようにされているのかもしれませんが、今回の包括外部監査だけでなく、労働災害発生時などは労働基準監督署などの調査も想定され、第三者のチェックを受ける可能性がありますので、意味あつての空欄であればそのことが余白にでも明記されることが望まれます（合規性の観点からする意見）。</p>			

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
13	45	意見 12	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	3 出勤簿分析 単に押印するだけの出勤簿ですと、出退勤の時間が分かりませんので、残業をはじめとする勤務時間の管理が不十分となります。また、修正の紙が貼られてその上に改めて押印すると、修正の過程が分からず、後から修正それ自体の正誤を検証することが出来ません。 この点、厚生労働省は、平成13年4月6日付で、労働時間の適正な把握のために、労働者の始業・終業時刻をタイムカード、ICカード等で確認・記録し、労働時間の記録に関する書類を3年間保存する義務を使用者に課す通達を出しています（基発第339号）。その後、平成29年1月20日付で同様の趣旨のことが「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」として定められました（基発0120第3号）。 このガイドラインに沿ってタイムカードを導入することが望まれます。今、高知市役所庁舎の新築工事が進んでいます。新庁舎にはこのタイムカードが設置されていることを期待します（法規性の観点からする意見）。	環境業務課	全庁的な庶務事務システムの導入に伴い、令和元年12月より、出退勤の打刻をシステム上において開始し、勤務時間を管理しております。	措置報告済
14	47	指摘 2	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	4 始業前呼気検査、ラジオ体操等実査等 アルコール検知それ自体は適切に行われていたのですが、その結果を記載する「呼気・免許検査表」は、検知セーフの「○」は問題ないものの、「休みにつき非検知」を意味する表示が「/」、「×」、「休」の3通り混在していて不統一です。特に、「×」は検知アウトを意味するものと読まれかねない表示方法です。 パッカー車が事故を起こして運転手の飲酒が疑われた場合、市が厳正にアルコール検知を行ったことを適切に記録化しておかないと市の使用者としての責任が問われます（民法第715条）。この観点から、アルコール検知結果のセーフ、アウトの表示と「休みにつき非検知」の表示とを明確に統一すべきと考えます（法規性の観点からする指摘）。	環境業務課	平成31年3月14日分より、アルコール検知結果の記載については、休みにつき非検知の場合は「休」、基準値以下の場合は「○」、基準値を超えた場合は「×」に表示の統一を行いました。	措置報告済
15	48	意見 13	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	4 始業前呼気検査、ラジオ体操等実査等 ラジオ体操については「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」の3頁で、「3 準備体操（ストレッチ体操）」という見出しを設けて、「必ず全員参加してください。」との呼びかけメッセージを添え、「準備体操が1日の作業の始まり」として、「作業にかかる前に、準備体操を必ずおこない身体を十分にほぐしておきましょう。」としています。これは職場の労働安全衛生委員会が作ったマニュアルですので、内規として位置づけることも可能です。そうすると、形だけしか参加していない人が見受けられることは厳しく言えば内規違反、つまり法規性の点で問題あり、ということにもなりかねません。そこまで厳しく言わないまでも、このような準備体操は作業効率向上の観点から不可欠と言えますので、管理職がラジオ体操状況を点検して、動作緩慢な方には声をかけて十分な準備体操を促すなどすることが望まれます（3Eの観点からする意見）。	環境業務課	ご指摘を踏まえて、朝礼時において管理職が職員に対し、十分な準備体操を行うよう指導を行っております。	措置報告済
16	48	指摘 3	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	4 始業前呼気検査、ラジオ体操等実査等 シートベルト未着用は言うまでもなく道路交通法違反です。運転手が作業員のシートベルト着用を確認することはもちろん、出庫時に管理職が抜き打ちで点検するなどして着用を徹底させることが必要です（法規性の観点からする指摘）。	環境業務課	出庫時におけるシートベルト未着用についての抜き打ち検査を行い、朝礼においても、改めて注意喚起を行いました。 今後も、引き続き、抜き打ち検査等により、シートベルト着用の徹底を図ってまいります。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
17	51	指摘 4	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	5 収集・運搬業務実査	環境業務課	交差点手前で停車してごみ収集をしなければならない危険な収集ステーションを抽出したところ、該当する収集ステーションが7か所ありました。該当箇所については現場視察や職員へのヒアリングをした上で危険性等の分析を行い、収集ステーションの位置の移動や、積み込み時の停車位置の変更により安全性を向上させており、対応を完了しております。	措置報告済
18	51	意見 14	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	5 収集・運搬業務実査	環境業務課	道路交通関連法令により、ごみ収集業務中のシートベルト着用義務が免除されているものの、短距離の移動であれば事故が発生しないというような保証はないのですから、たとえ至近距離であっても作業員の方々は可能な限りシートベルトの着用が望ましいと言えます（合規性～安全配慮義務～の観点からする意見）。	措置報告済
19	56	意見 15	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	6 職員ヒアリング	環境業務課	作業員の乗り降りの負担軽減のため、パッカー車買替時には低重心のものを積極的に導入することが望まれます（3Eの観点からする意見）。	措置報告済
20	56	指摘 5	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	6 職員ヒアリング	環境業務課	交差点手前のような本来停車困難な場所に接近したステーション設置は避けられるべきです（合規性の観点からする指摘）。	措置報告済
21	58	意見 16	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	8 交通事項についての注意文書分析	環境業務課	これまでこのような文書による嚴重注意はなされていなかったことからすると一歩前進ですが、このような措置にどれほどの効果があるかは注意深く見守っていかねばなりません。そして、このような措置に出てもなお、4回目、5回目と事故が続くような運転手については、市民の安全及びご本人の安全のためにも運転業務から外して作業員として清掃業務に携わっていただくなどの対応も検討しなければならないのではないのでしょうか（合規性の観点からする意見）。	措置報告済
22	64	意見 17	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	頭部保護の必要性が客観的に高いのであれば、アンケート結果が不評でも、労働安全衛生の観点からは着用を導入すべきです。労働基準監督署の改善命令といった後ろ向きな発想ではなく、労働者の安全のために積極的な導入の検討が望まれます（合規性の観点からする意見）。	検討中
23	65	指摘 6	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	安全性の判断は、日々ごみの収集運搬業務に携わっている方々の経験に基づく意見が何より尊重されなければなりません。このようなことから、事前協議に先立って市長が設置箇所の適否について環境業務課に意見を求め、その意見を尊重する仕組みを作るなどして、実際に収集運搬に携わる職員や、その収集運搬現場周辺の市民の危険防止に努めるべきです（合規性の観点からする指摘）。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
24	65	指摘 7	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱を平成31年4月1日付けで改正し、「市長は、安全性等の観点から特に必要と認める場合は、ごみ集積所の管理を行う管理団体等又は登録団体等に対して、当該ごみ集積所の場所の変更を求められることができる」（第5条）の規定を加えました。	措置報告済
25	67	意見 18	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	事故を繰り返す運転手に対しては、当課で作成した嚴重注意文書による事故の減少効果について検証するとともに、平成31年1月より、自動車学校において講師とマンツーマンによる安全運転に係る研修を行いました。 これらの措置で改善されない場合は、当該運転手にヒアリングを行った後、運転業務禁止措置の検討をすることといたしました。	措置報告済
26	67	指摘 8	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	ご指摘のありました「交通事故を起こす頻度の高い運転手の特別な講習」については、平成31年1月より、交通事故を起こす頻度の高い運転手に対し、自動車学校において講師とマンツーマンによる安全運転に係る研修を実施しております。	措置報告済
27	67	意見 19	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	ごみ収集作業マニュアルの要否も含めて（現行の「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」の改訂で対応できるかどうかも含めて）課内で検討を行ったところ、適正なごみ収集作業が事故防止につながるの検討結果を踏まえて、「ごみ収集作業マニュアル」の策定を行わず、作業マニュアルを盛り込んだ「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」を平成31年4月1日付けで改訂し、職員に周知しました。	措置報告済
28	68	意見 20	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	平成30年10月に職員に対してバックモニターの機能性検証を行い、作業員誘導の大切さと、バック時における車両後方の危険性についての理解を深めました。バックの際の確認は、目視（直視及びバックミラーによる目視）及び作業員誘導を基本とし、バックモニターは補助活用との認識をしており、評価を統一するよう課内での共通認識を図りました。	措置報告済
29	68	意見 21	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	過去に交通事故等が発生した場所等の危険箇所を示した地図等を令和元年6月20日より、職員の目に留まるよう配車室及びクリーンセンターロビーに掲示し、課内での周知を図り、適宜情報を更新しております。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分	
30	68	意見 22	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	④の中で言われている「市民サービスの意識」は、前述した「10労働安全衛生委員会議事録」の(14)で抜粋した、「市民から厳しい指摘」を受けての注意喚起に通じるもので、管理職と現場職員とが同じ問題意識を持っていることを物語っています。このこと自体は高く評価できます。この問題意識を問題意識にとどめることなく、ビジネスマナー研修をぜひ導入していただきたいと思います。市民からの信頼、好感は収集運搬への協力につながり、業務効率の向上が期待できます(3Eの観点からする意見)。	環境業務課	市民からの信頼、好感が得られるよう、毎年度、人事課が実施する接遇研修を課職員に受講させるようにいたしました(令和元年度は、令和元年11月8日開催「住民対応向上研修 クレーム対応力向上研修」を2名受講)。	措置報告済
31	74	意見 23	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	14 「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会中間報告書」の分析	15年監査が求めているのは、「経済性の側面」からする外部委託の可否の検討です。つまり、ここで問われているのは「経済性」なので、直営と外部委託とのコスト比較がなされなければなりません。報告書の視点は、高知市のごみ収集業務のコストが他の自治体と比べた場合どれほど安価であるか、という点とそのうえでこのコストを今後どれだけ減らせるか、という点から取りまとめられたものであり、外部委託コストとの比較という視点が抜けています。 直営と外部委託とのコスト比較をする方法としては、例えば、人口規模が高知市と同程度(34万人前後)の中核市の中で外部委託方式を採用しているものについての委託費を照会する、ということが考えられます。平成20年当時を例に挙げれば別添資料1では、2番の郡山市、10番の前橋市、12番のいわき市、このあたりの中で外部委託方式としているところに照会することが考えられます。これらの照会の結果を比較し、外部委託コスト>高知市直営方式コストという図式が成り立って初めて直営維持の結論が説得力を持って語られることとなります。 また、外部委託コスト<高知市直営方式コストという結果になった場合でも、その差を埋め合わせて余りある効果が現在の直営方式にあることが積極的に論証されれば、なお報告書の結論は支持されるでしょう。報告書が直営方式維持の論拠とする高知方式の有用性と災害時の機動力といった直営方式の有用性はこの場面で生きてくる事柄と思います。 報告書は一つの到達点として位置付けながらも、15年監査の問題意識にこたえるという観点から、上記のような方法を用いるなどして今後も、外部委託の可能性を検討されることを望みます(3Eの観点からする意見)。	行政改革推進課	令和2年10月に中核市を対象に可燃ごみ等の収集運搬業務に係る外部委託について調査を実施したところ、42市から回答があり、可燃ごみ収集については、直接運営が1市、一部委託が32市、全部委託が9市となり、プラスチック製容器包装類の収集については、全部委託又は可燃ごみと混合している市が22市、直接運営している市が5市、一部委託している市が15市、全部委託している市が7市という結果となりました。 御指摘いただきました高知市の直接運営と外部委託コストの比較については、回答内容から、可燃ごみ、プラスチック製容器包装類の回収方法については、複数の組み合わせが存在することが分かり、比較が困難と判断したため、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装類、両方の収集を全部委託している市を選定した上で、高知市と人口規模が近い3市の平均経費と高知市の経費との比較を実施いたしました。 結果としましては、経費全体について高知市の方が少額であるとともに、経費を可燃ごみ、プラスチック製容器包装類を合わせたごみ収集量で割り、1t当たりの処理経費について求めた場合でも、高知市の方が安価となったことから、現状では、高知市の直営方式が経済的であり望ましいと言えます、有用性が示されたところです。 一方、今回の調査では、一部委託方式を採用している市を除外していることや、収集回数、面積及び詳細な収集方式等までの細やかな条件下での比較はできませんでしたので、一概に直営方式がコスト面において優れているとまでは言い切れないと考えます。今後、人口減少やごみ量の変化等の社会状況の変化等も踏まえ、適宜、外部委託方式との比較・検証等を行いながら、最も適切な運営方式を検討し、市民サービスの向上に努めてまいります。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
32	77	指摘 9	第5 一般廃棄物収集・運搬収集	15 H28年度中核市ごみ排出量比較順位分析	新工ネルギー・環境政策課	有料化導入に関する調査分析について、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、1リットル当たりの料金設定が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、低い料金設定の場合は、排出抑制効果がほとんど見られませんでした。大きな排出抑制効果を得るためには、1リットル当たり2円以上（45リットル1袋：90円以上）の料金設定が必要となり、市民に新たな経済的負担をお願いすることとなりますが、令和3年度に実施した家庭ごみアンケート結果では、有料化の導入に否定的な意見が半数以上となっており、導入には慎重な判断が求められます。 また、ごみの減量に向けては、有料化という手法に限らず、各自自治体の収集方法や分別区分、啓発活動等の様々な取組が影響します。そのため令和5年度からの「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画（案）」においては、高知市廃棄物処理運営審議会での審議を踏まえ、有料化以外の取組を強化し、ごみの排出量を注視していくとともに、有料化の導入により期待できる効果を研究するなど、引き続き慎重に判断してまいります。	措置報告済
33	78	意見 24	第6 一般廃棄物中間処理事業	1 高知市清掃工場出勤簿分析	清掃工場	全庁的な庶務事務システムの導入に伴い、令和元年12月より、出退勤の打刻をシステム上において開始し、勤務時間を管理しております。	措置報告済
34	80	意見 25	第6 一般廃棄物中間処理事業	2 高知市清掃工場安全対策マニュアル、災害対策マニュアル分析	清掃工場	「焼却炉整備マニュアル」の空欄（ヒヤリハットの対策）部分に、「フィーダー・鏝物（重量物）を降ろす際、パール等を差し込み、隙間をつくって手をはさまないようにする。」の文言を追記し、再発防止を図りました。	措置報告済
35	85	意見 26	第6 一般廃棄物中間処理事業	3 高知市清掃工場見学（実査）	清掃工場	搬入ごみは廃棄物搬入者自身のごみピットに移すことを原則としており、職員は投入ステージ全体の安全管理を行っています。 廃棄物搬入者に対しては、安全対策として、転落の危険性の少ない保護バーを設置した投入口に誘導しており、廃棄物搬入者自身での投入が困難な場合には、必要に応じて可能な限り職員が援助しております。 今後さらに事故の危険性が低下するよう、継続して改善策を検討してまいります。	措置報告済



No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
36	91	意見 27	第6 一般廃棄物中間処理事業	4 高知市清掃工場職員ヒアリング 作業員の方々の安全確保の観点から、破傷風等の予防接種の実施、踏抜き防止の長靴、作業着内の送風アイテムの充実、が望まれます（合規性～安全配慮義務～の観点からする意見）。	清掃工場	釘刺し防止用手袋や踏み抜き防止用長靴の使用を徹底することにより、破傷風などへの感染を予防することとしました。 作業用の送風アイテム等につきましては、粉塵の多いごみサンプリングを行う作業場での使用は不相当であると判断し、令和3年度から作業時間の管理や飲料水の提供などにより熱中症を予防することとしました。 また、令和3年7月1日付けで上記内容を踏まえた「高知市環境部清掃工場ごみサンプリング手順書」を制定し、安全に作業が行えるように努めています。今後も作業員の安全確保に努めてまいります。	措置報告済
37	95	意見 28	第6 一般廃棄物中間処理事業	6 菖蒲谷プラスチック減容工場見学（実査） プラスチック製容器包装のリサイクルのためには、排出者である、市民の協力が必要不可欠であることを実感しました。 今後も、高知市には、プラスチック製容器包装の適切な分別・排出についての啓発活動に積極的に取り組むことを求めます（3Eの観点からする意見）。	東部環境センター	プラスチック製容器包装の適切な分別・排出について、市広報あかるいまちでの広報や、施設見学への対応、ごみ懇談会等の機会を活用しながら啓発活動を実施しており、今後も積極的に継続してまいります。	措置報告済
38	98	意見 29	第6 一般廃棄物中間処理事業	8 合理化拠出金、分別収集量・引取量推移 合理化拠出金は制度導入当初の3年間は6,000万円～8,000万円レベルで推移し、インセンティブとしてそれなりの意義を有していたと思われませんが、その後は多くて1,000万円弱、少ないときは数万円にとどまっており、インセンティブとしての意義はかなり薄れているように思えます。 このことに対応して、プラスチック製容器包装の収集量も引渡年も年々減少傾向にあります。 以上に加え、先に見たような手作業選別に伴う労働コスト、危険、選別作業後の再搬出コスト等、そして近頃日常的に報道される「マイクロプラスチック」問題の発生、等々にかんがみると、少なくともプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルのシステムを今後もこのまま維持していくかどうか、検討を要すると思われま（3Eの観点からする意見）。	環境施設対策課	プラスチック製容器包装の処理及び施設整備のあり方については、環境部内の検討委員会における最終報告（平成31年3月）において、現状の清掃工場ではプラスチック製容器包装の焼却は困難であり、事前に大規模な改造工事が必要であることや、社会情勢、国の指針等から、現在のマテリアルリサイクルに逆行する方針を打ち出すことは困難と考える、としたところです。また、プラスチック資源循環法が令和4年4月1日に施行され、プラスチック製容器包装に加えプラスチック製品の再商品化を行うことが努力義務とされました。これに対応するため、令和7年度以降に設備の更新時期を迎える菖蒲谷プラスチック減容工場の設備入替を行い対応していくのか、再商品化事業者で行うのか等の検討を今後行ってまいります。	検討中
39	101	意見 30	第7 一般廃棄物最終処分事業	1 作業マニュアル分析 本マニュアルは2012年4月1日に作られてからすでに6年以上を経過しています。この間に発生した事故やヒヤリハット事例などを検証し、安全の観点からの記載箇所を増やすことと、その記載内容を上記のように具体化することが望まれます（合規性の観点からの意見）。	東部環境センター	作業マニュアルにおいて安全確認方法を具体的に記載する修正を行い、令和2年3月3日付けで周知しました。また、重機運転中の注意事項で、危険な位置関係がイラストでわかるよう、三里最終処分場における事故防止マニュアルの作成を行い、令和2年3月3日付けで周知しました。	措置報告済
40	101	指摘 10	第7 一般廃棄物最終処分事業	1 作業マニュアル分析 行政財産の民間への無償提供については「行政財産の目的外許可の取組を要する必要がある」と15年監査で厳しく指摘されたところ（15年監査報告書30頁、34頁）。将来ともこの「〇〇さんの田んぼの水を送るポンプの設置（3月上旬）」が続くのであれば、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）を経るべきです（合規性の観点からする指摘）。	東部環境センター	ご指摘のありました民間へ無償提供したポンプについては、過去の経緯を踏まえて無償貸付けの目的で調達した物品であることから、平成31年度より物品の無償貸付けについては、高知市財産条例第6条第4号の規定により、無償で貸付けるといたしました。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
41	109	意見 31	第7 一般廃棄物最終処分事業 3 三里最終処分場訪問見学	埋立場内に留め置かれた廃棄物の中には、本来の埋立処分の対象とはならないリユースやリサイクルが可能なビンや缶、また大量のビニール袋、段ボール等の廃棄物が多く含まれていました。 ビニール袋や段ボールについては、焼却処分が可能です。これらを焼却処分せずに埋立てを行うことは、最終処分場の埋立残容量を無駄に消費することとなります。 他方、廃棄物が最終処分場に運び込まれた時点で、再度、段ボールやビニール袋を分別するとなると、そのために、余分な労働コストが発生すること等を考えると経済的ではありません。 どの時点において、分別を徹底することが一番経済的であるかを検証し、埋立処分の対象外の廃棄物が最終処分場に運び込まれないような仕組みを作ることを望みます（3Eの観点からする意見）。	環境政策課	資源物と不燃ごみの分別に関しては、資源・不燃物ステーションにおける分別の徹底が経済的・合理的であると考えられることから、本市では、高知方式として排出者である市民による分別排出を推進しております。 引き続き、資源物と不燃ごみの分別の徹底に向けて、分別排出にご協力をいただきながら、本市としても分別の指導啓発を推進してまいります。	措置報告済
42	112	意見 32	第7 一般廃棄物最終処分事業 4 職員ヒアリング	ヒヤリハット事例の共有や暑さ対策のため解体場に屋根を設置することは、作業員の危険防止、健康保持のために速やかに検討することが望まれます（法規性～安全配慮義務～の観点からする意見）。	東部環境センター	令和2年3月17日に解体場へ日除け用テントを設置しました。	措置報告済
43	113	意見 33	第7 一般廃棄物最終処分事業 5 部局別対策編「非常時優先業務」分析	時間軸に沿って何をどうするかを具体的に記載してあることは評価できますが、緊急事態に直面した際、「今、何をどうすればよいか」を瞬時に読み取るという「使い勝手」の観点からは、フローチャートにするなどの工夫が望まれます（3Eの観点からする意見）。	環境施設対策課	高知市南海トラフ地震対策業務継続計画は、防災対策部において令和4年3月に改定されました。 改定後は応急対策で実施するべき内容が時間軸に沿って掲載され、改善されております。	措置報告済
44	113	意見 34	第7 一般廃棄物最終処分事業 5 部局別対策編「非常時優先業務」分析	総論部分と各論部分とで用語が一致していないと思われる部分は、混乱防止のため速やかな修正が望まれます（3Eの観点からする意見）。	東部環境センター	総論部分と各論部分とで用語が相違した部分を修正して、混乱を起こさないよう一致させ、令和2年3月18日付けで課内周知を行いました。	措置報告済
45	117	指摘 11	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務 1 産業廃棄物収集運搬業許可に係る資料分析	いずれの許可ケースについても（2）、④、⑤についての資料がなく、該当非該当の判断すら示されていないことは法規性の観点から問題があります。確かに、この点を資料によって確認の上該当・非該当を判断することを求めた通達は見当たりません。しかし、そのような通達がなくとも、これら欠格事由に該当しないことが法律上の許可要件である以上、（2）、④、⑤についてもかかるべき資料を揃え、該当非該当の判断を明示すべきです（法規性の観点からする指摘）。	廃棄物対策課	ご指摘いただいた内容については、全ての都道府県・政令市に照会し回答を得る方法が考えられます。 しかしながら、限られた審査期間の中で、全ての都道府県・政令市に照会し回答を得ることは現実的ではなく、更に、氏名や本籍地の変更が可能であることから、正確性に欠けるものと考えます。 一方、環境省の許可事務通知においても、これらの欠格事項の照会について記載されていません。 このようなことから、ご指摘いただいた行政処分の情報が戸籍に紐付けされるような制度改正がなされない限り、現行の廃棄物処理法施行規則に定める誓約書の提出をもって判断せざるを得ないと考えています。	対応困難
46	119	指摘 12	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務 2 産業廃棄物中間処理・最終処分業許可に係る資料	産業廃棄物中間処理・最終処分業の更新許可に際して（2）、④、⑤について資料とともに該当・非該当の判断が示されるべきことは収集運搬業許可について述べたことと同様です（法規性の観点からする指摘）。	廃棄物対策課		対応困難
47	122	指摘 13	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務 4 管理票交付者からの報告書（1,483件）分析	各事業者に対して報告書の形式面については適正な記載を行うよう指摘及び指導を徹底し、行政機関による廃棄物の流れの把握という法の趣旨を貫徹できるような報告書管理を行うべきです（法規性の観点からする指摘）。	廃棄物対策課	平成31年3月に各産業廃棄物排出事業者に対し報告書の作成及び提出する際の注意事項を記載した「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について（お願い）」を送付し、適正な記載を行うよう注意喚起を促しました。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分	
48	126	意見 35	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務	6 産業廃棄物処理業者施設への立ち入り検査報告書・立入調査計画書	「立入検査等の基本方針並びに立入検査等の回数、指示した事項及びその件数等についての公表」がなされれば、産業廃棄物排出事業者、処理業者に対し良い意味での緊張感をもたらし、産業廃棄物の不法投棄始めとする不適正処理を未然に防ぐ効果が見込まれると思いますので、このことの実施を望みます（合規性・3Eの観点からする意見）。	廃棄物対策課	ご意見のとおり、「立入検査等の基本方針並びに立入検査等の回数、指示した事項及びその件数等についての公表」は、基本的には望ましいものと考えており、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への立入検査の回数については公表しています。 しかしながら、指示事項の公表等は当該事業者に不利益に働く恐れもあることから、直ちに公表を行う必要があるとまではいえないものと考えるところであり、公表は行わず、個別対応の実施により、適切に対応してまいります。	対応困難
49	130	意見 36	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務	7 産業廃棄物処理業者への事業停止命令資料（1件）	乙事実に関し、Yが対象物の製造事業を行っているかどうかの点を事実認定するについては、Yからの報告とYの履歴事項全部証明書に加え、法第19条に基づきYの事業所を立入検査して確認していれば完璧であったと思います。履歴事項全部証明書の法人目的欄には通常「前各号に付帯する一切の事業」という記載があるところ、対象物の製造事業はYの対象物販売事業に付帯するものとして実際上行われている可能性がありますし、Yからの報告の裏付けを取ることも精密な事実認定にとっては有益と思われるからです。今後同種事案で同種事実を認定する際にはこのような立入検査も実施されることを望みます（合規性の観点からする意見）。	廃棄物対策課	これまでも産業廃棄物処理業者の違反事案の内容に応じ、厳正な対応を行ってまいりました。立入検査等による調査方法については、事案に応じ個々に検討していくこととなりますので、今後、同種の違反事案が発生した場合、立入検査等による調査方法を検討する際に考慮しながら対応したいと考えます。	措置報告済
50	132	指摘 14	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務	8 産業廃棄物処理業者への改善命令、措置命令資料	最初に問題点が指摘された平成 23 年 12 月 1 日の立入検査から、改善命令が出されるまで2年以上が経過しています。この間20回にわたる立入検査において種々の問題点が指摘され、厳しい指導がなされたにもかかわらず違法状態は解消されていません。産業廃棄物処理業に対する行政の規制権限が環境（権）保全のためにあることを考えると、2年はいかにも長いと言わざるを得ません。 少なくともこのように違法状態が継続する案件については、継続期間とその間の立入検査の回数とに一定の基準を設け、その基準に達したら特段の猶予事由のない限り改善命令を出す、という内規が設けられるべきです（合規性の観点からする指摘）。	廃棄物対策課	同様の事例が多数あり一定類型化できる場合には、内規を設けることにより統一的な対応が可能となることから、その設定を検討していく必要があると考えます。 しかしながら、改善命令の決定に当たっては、行政指導の履行状態やその経緯、生活環境の保全上の支障の程度など、個々の具体的事案を検証し総合的に判断する必要があると考えますので、直ちに内規を設定することは困難と考えます。	対応困難
51	133	指摘 15	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務	9 産業廃棄物処理業者への許可取消資料（3件）	情状判断含め、結論には異論のないところですが、改善命令後にも産業廃棄物を搬入しているという、まさに「情状が特に重い」ケースであるにもかかわらず、改善命令の期限である平成26年3月31日から許可取消しがなされるまで2か月半を要したことには、環境（権）保全の見地から疑問が残ります。改善命令の期限から処分までの期間についても、内規を設定するなどして速やかな対応が取られるべきです（合規性の観点からする指摘）。	廃棄物対策課	改善命令の履行期限後に許可取消処分を行おうとする際の行政手続として、通常は聴聞の開催が必須となります。 聴聞を行う場合は、聴聞を行うべき期日までに相当の期間をおいて実施する必要があり、聴聞終了後、聴聞調書の作成、また、聴聞の主事者は聴聞の審理の結果を踏まえ、主宰者の責任において報告書を作成しなければなりません。 これらの完了後に、処分庁による不利益処分の検討及び意思決定がなされます。 これらのことを考慮したとき、ご指摘いただいた改善命令の履行期限から当該許可取消処分まで2か月半要したことが、必ずしも時間を費やしたとまでは考えておりません。 改善命令の期限から処分を行うまでには、所定の期間が必要となりますが、その期間が適正なものとなるよう努めてまいります。	対応困難

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
52	135	意見 37	第8 産業廃棄物処理業に対する規性業務 10 高知市産業廃棄物処理指導要綱	<p>本要綱第1条において、「事業者及び産業廃棄物処理業者…が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律…に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定める」と規定しており、要綱全体が、事業者等に向けられたものとなっています。各規定も、「事業者等は」との書き出しで始まっているものが大部分を占めており、事業者等に対して義務を負わせる規定も数多く存在しております。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、要綱とは、行政内部の基準に過ぎず、住民を法的に拘束するものではありません。ですので、仮に、本要綱に基づき、事業者等に対し、廃棄物処理法に定めのない手続等について強制している場合（要綱第10条及び11条は、事業者に対し手続を強制しているように読めます。）は、行政の内部基準によって、住民に義務を課すものとなっている点で、その適法性につき、大きな問題を抱えていると指摘せざるを得ません。</p> <p>本来、住民に法的義務を課す決まりについては、議会の承認を経て、条例として策定されるべきであり、それが住民自治のあるべき姿です。</p> <p>そこで、監査人としては、本要綱を可能な限り、条例化することが望ましいと考えます（合規性の観点からする意見）。</p>	廃棄物対策課	<p>ご意見のとおり、条例化により、事前手続きの実効性が高まるものと考えますので、実効性を高める必要がある場合には、検討すべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、条例において法が規定する以上の規制を行うことは違法となる可能性があるため慎重に考慮していく必要があると考えます。</p> <p>なお今後、実効性を高める必要がある等、条例化を検討する際には、今回の意見を参考にさせていただきたいと考えます。</p>	対応困難
53	139	意見 38	第9 行政計画目標の達成度	<p>基本計画それ自体一つの規範であるところ、この基本計画において5年ごとの見直しが言われていること、リサイクル率向上のためには目標達成ができていない理由、今後目標達成のために必要事項の分析、また、必要に応じて目標を再設定しなおすことが、有効と考えられること、からして概ね5年ごとに見直しを実施されることが望ましいと考えます（合規性・3Eの観点からする意見）。</p>	新エネルギー・環境政策課	<p>今年度、これまで計3回の廃棄物処理運営審議会を開催し、今後の取組の方向性や数値目標の審議を行いました。今後、パブリックコメントや第4回審議会を経て、年度末には、「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和5年度からの目標を再設定することとしております。</p>	対応中

平成30年度包括外部監査指摘事項等に対する措置等の処理状況一覧（令和4年度）

平成30年度包括外部監査テーマ：廃棄物処理業務について

指摘事項等：53項目（指摘15, 意見38）

各課への照会結果  
（※結果：●, 意見：○）

No.	頁	項目	該当課	指摘/ 意見No.	各課への照会結果				
					検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
1	29	(2) パトロール報告書	廃棄物対策課	意見1				○	
2	29	(2) パトロール報告書	廃棄物対策課	意見2				○	
3	30	(2) パトロール報告書	廃棄物対策課	意見3				○	
4	34	(3) パトロール同行	廃棄物対策課	意見4				○	
5	34	(3) パトロール同行	廃棄物対策課	意見5				○	
6	37	(4) パトロール員ヒアリング	廃棄物対策課	意見6				○	
7	39	(2) 防犯カメラ設置費用	廃棄物対策課	意見7				○	
8	40	3 生ごみ処理容器購入費の助成	新エネルギー・環境政策課	意見8				○	
9	42	1 収集・運搬マニュアル分析	環境業務課	意見9				○	
10	44	2 業務日報分析	環境業務課	指摘1				●	
11	45	2 業務日報分析	環境業務課	意見10				○	
12	45	2 業務日報分析	環境業務課	意見11				○	
13	45	3 出勤簿分析	環境業務課	意見12				○	
14	47	4 始業前呼気検査, ラジオ体操等実査等	環境業務課	指摘2				●	
15	48	4 始業前呼気検査, ラジオ体操等実査等	環境業務課	意見13				○	
16	48	4 始業前呼気検査, ラジオ体操等実査等	環境業務課	指摘3				●	
17	51	5 収集・運搬業務実査	環境業務課	指摘4				●	
18	51	5 収集・運搬業務実査	環境業務課	意見14				○	
19	56	6 職員ヒアリング	環境業務課	意見15				○	
20	56	6 職員ヒアリング	環境業務課	指摘5				●	

指摘事項等：53項目（指摘15，意見38）

					各課への照会結果 (※結果：●，意見：○)				
No.	頁	項目	該当課	指摘/ 意見No.	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
21	58	8 交通事項についての注意文書分析	環境業務課	意見16				○	
22	64	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	意見17	○				
23	65	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	指摘6				●	
24	65	11 労働安全衛生委員会議事録	環境業務課	指摘7				●	
25	67	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	意見18				○	
26	67	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	指摘8				●	
27	67	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	意見19				○	
28	68	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	意見20				○	
29	68	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	意見21				○	
30	68	12 労働安全衛生に関するアンケート分析	環境業務課	意見22				○	
31	74	14 「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会中間報告書」の分析	行政改革推進課	意見23				○	
32	77	15 H28年度中核市ごみ排出量比較順位分析	新エネルギー・環境政策課	指摘9				●	
33	78	1 高知市清掃工場出勤簿分析	清掃工場	意見24				○	
34	80	2 高知市清掃工場安全対策マニュアル，災害対策マニュアル分析	清掃工場	意見25				○	
35	85	3 高知市清掃工場見学（実査）	清掃工場	意見26				○	
36	91	4 高知市清掃工場職員ヒアリング	清掃工場	意見27				○	
37	95	6 菖蒲谷プラスチック減容工場見学（実査）	東部環境センター	意見28				○	
38	98	8 合理化拠出金，分別収集量・引取量推移	新エネルギー・環境政策課	意見29	○				
39	101	1 作業マニュアル分析	東部環境センター	意見30				○	
40	101	1 作業マニュアル分析	東部環境センター	指摘10				●	
41	109	3 三里最終処分場訪問見学	新エネルギー・環境政策課	意見31				○	
42	112	4 職員ヒアリング	東部環境センター	意見32				○	

指摘事項等：53項目（指摘15，意見38）

					各課への照会結果 (※結果：●，意見：○)				
No.	頁	項目	該当課	指摘/ 意見No.	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
43	113	5 部局別対策編「非常時優先業務」分析	東部環境センター	意見33				○	
44	113	5 部局別対策編「非常時優先業務」分析	東部環境センター	意見34				○	
45	117	1 産業廃棄物収集運搬業許可に係る資料分析	廃棄物対策課	指摘11					●
46	119	2 産業廃棄物中間処理・最終処分業許可に係る資料	廃棄物対策課	指摘12					●
47	122	4 管理票交付者からの報告書（1,483件）分析	廃棄物対策課	指摘13				●	
48	126	6 産業廃棄物処理業者施設への立ち入り検査報告書・立入調査計画書	廃棄物対策課	意見35					○
49	130	7 産業廃棄物処理業者への事業停止命令資料（1件）	廃棄物対策課	意見36				○	
50	132	8 産業廃棄物処理業者への改善命令，措置命令資料	廃棄物対策課	指摘14					●
51	133	9 産業廃棄物処理業者への許可取消資料（3件）	廃棄物対策課	指摘15					●
52	135	10 高知市産業廃棄物処理指導要綱	廃棄物対策課	意見37					○
53	139	第9 行政計画目標の達成度	新エネルギー・環境政策課	意見38		○			